

神戸市公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第 12 条及び神戸市契約規則（昭和 39 年 3 月規則第 120 号）第 27 条の 12 の規定により、次のとおり公告します

令和 7 年 8 月 8 日

神戸市長 久 元 喜 造

随意契約に係る物品等の 名称及び数量	申請管理システム「minnect」を活用した業務効率化実証事業
契約に関する事務を担当する 部局の名称及び所在地	企画調整局デジタル戦略部 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号
随意契約の 相手方を決定した日	令和 7 年 7 月 3 日
随意契約の相手方の氏名 及び住所	株式会社電通総研 代表取締役社長 岩本 浩久 東京都港区港南 2－1 7－1
随意契約に係る契約金額	39,985,000円
契約の相手方を決定した手続	次項に規定する理由により、第 4 項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。
随意契約による理由	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号による（他の物品等若しくは特定役務をもって代替させることができない芸術品その他これに類するもの又は特許権等の排他的権利若しくは特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。）